



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1289	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
1290	〃	( 〃 ).....	1
1291	中島井土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	2
1292	保安林の指定予定の通知	(森林整備課).....	3
1293	〃	( 〃 ).....	3
1294	公共測量の実施	(技術調査課).....	4
1295	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
1296	道路の供用開始	( 〃 ).....	4
1297	道路の区域変更	( 〃 ).....	5
1298	道路の供用開始	( 〃 ).....	5
1299	道路の位置の指定	(都市政策課).....	5

### ○ 公告

	争議行為を行う旨の通知	(労働政策課).....	5
--	-------------	--------------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第1289号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年12月17日まで縦覧に供する。

平成24年11月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 申請年月日

平成24年10月17日

#### 2 名称

特定非営利活動法人近畿在宅介護協会

#### 3 代表者の氏名

小川哲志

#### 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市吉礼523番地の21-1F

#### 5 定款に記載された目的

この法人は、すべての高齢者に対して、介護・福祉全般に関する事業を行い、市民全般に寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第1290号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったの

で、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年12月18日まで縦覧に供する。

平成24年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年10月18日

2 名称

特定非営利活動法人つなごら和歌山

3 代表者の氏名

井本敬之

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市楠本72番地の73

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもを主とした文化、芸術分野に関する事業を行い、本物に触れる楽しさ、将来の夢への道標を与え、また、全国規模の音楽イベントを行うことにより、和歌山の街づくりの活性化に寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第1291号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により中島井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成24年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成24年9月30日退任）

職名	氏名	住所
理事	明渡俊雄	岩出市中島496番地
理事	田村隆行	岩出市中島480番地
理事	津村重晴	岩出市中島90番地
理事	福山敏也	岩出市中島485番地の1
理事	明渡幸美	岩出市中島181番地の1
理事	福山正己	岩出市中島1008番地
理事	藤井雅司	岩出市畑毛159番地の1
理事	二階堂豊藏	岩出市金屋169番地
理事	中谷康二	岩出市中黒130番地
監事	藤井有二	岩出市中島1131番地
監事	赤井由典	岩出市畑毛232番地

2 就任した役員（平成24年10月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	木村光宏	岩出市中島171番地
理事	田村和平	岩出市中島557番地の2
理事	明渡茂樹	泉佐野市鶴原1丁目2番12-902号
理事	出口邦彦	岩出市中島469番地
理事	明渡美恵子	岩出市中島142番地
理事	藤井治男	岩出市中島1130番地

理事	山本隆章	岩出市畑毛208番地
理事	平野康夫	岩出市中黒93番地
理事	二階堂豊藏	岩出市金屋169番地
監事	三木秀一	岩出市中島996番地の15
監事	赤井啓二	岩出市畑毛193番地

### 和歌山県告示第1292号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町円明寺字向原349の1・388の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字向原349の1・388の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び海草振興局並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第1293号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市木ノ川字兒子ヶ原863・864（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、864の1、865
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字兒子ヶ原864・864の1・865（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第1294号**

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき湯浅町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成24年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量 (数値撮影、MMSデータ計測、既成図数値化、座標変換、数値修正、ハイブリッド化編集)
- 2 作業期間 平成24年10月25日から平成25年3月25日まで
- 3 作業地域 有田郡湯浅町の全域

**和歌山県告示第1295号**

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市彦谷字壁山625番2地内 (北側)	旧	5.64 } 10.37	69.45	
同上	新	8.28 } 24.42	66.00	

**和歌山県告示第1296号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 371号
- 供用開始の区間 橋本市彦谷字壁山625番2地内 (北側)
- 供用開始の期日 平成24年11月2日

## 和歌山県告示第1297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
橋本市彦谷字壁山625番2地内 (南側)	旧	5.50 } 12.00	82.00	
同上	新	8.25 } 36.05	79.30	

## 和歌山県告示第1298号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 橋本市彦谷字壁山625番2地内（南側）

供用開始の期日 平成24年11月2日

## 和歌山県告示第1299号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3188	海南市沖野々字西ノ口396番の一部、398番1の一部	和歌山市餌差町1丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林博文	平成 24.10.22	6.00	75.50

公 告

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長重栖満紀子から平成24年10月26日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成24年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成24年11月6日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。